

令和5年度 地域歳末たすけあい運動・援護金について

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに掲げ、「地域歳末たすけあい運動」を展開します。

地域歳末たすけあい募金として市民の皆様からお寄せいただいた地域歳末たすけあい募金を原資に、市内の生活困窮世帯や災害避難世帯の方々に地域歳末たすけあい運動・援護金を交付いたします。

☆対象世帯 ※生活保護世帯、預貯金がある世帯や親族等から援助を受けている世帯は対象外
 鴻巣市内に在住の方で、住民基本台帳に登録されている人で構成されている世帯（区分③を除く）であり、次の区分①～③のいずれかに該当される世帯。

区分①	令和5年度 世帯全員が市民税・県民税非課税であり、かつ <u>経済的支援を必要とする世帯</u>					
区分②	令和5年度中に事故・病気等の具体的理由により減収し、申請時において <u>経済的支援を必要とする世帯</u> 【目安は、申請時の世帯収入が次の基準額以下の場合となります】 ※（一例）収入基準額に含む→給与・賞与・年金・失業給付金・傷病手当金 等 収入基準額に含まない→児童手当・児童扶養手当・退職金・出産育児一時金 等					
	収入基準額 (手取り)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯以上
		115,000 円	159,000 円	188,000 円	223,000 円	要問合せ
区分③	災害により被災し、市内に避難されている世帯であり、かつ <u>経済的支援を必要とする世帯</u> （全国避難者情報システム等に登録された世帯）					

☆申請方法

(1)裏面の申請書類を用意（下記設置場所または鴻巣市社会福祉協議会 HP より）

- 申請書類設置場所→鴻巣市社会福祉協議会、吹上地域福祉センター、鴻巣市役所福祉課、吹上支所福祉グループ、川里支所福祉グループ、公民館（中央、あたご、箕田、常光、笠原）、生涯学習センター（田間宮、北新宿）、市民センター（赤見台）
- 鴻巣市社会福祉協議会ホームページ→相談したい→資金の貸付等
 →地域歳末たすけあい運動・援護金

(2)申請書類を記入し提出 ※持ち物⇒申請書類一式（裏面要確認）、印鑑

提出期間 令和5年10月2日（月）～令和5年11月10日（金）

※上記期間以降は別途、ご相談ください。

提出場所 (1) 鴻巣市社会福祉協議会（鴻巣市総合福祉センター1階）
 (2) 吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター2階） ※住所は裏面

提出時間 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ。土・日・祝日不可）

※原則、ご本人が提出。身体等の理由から、ご本人が申請書類の入手や提出が困難な場合は、裏面問合せ先までご連絡ください。

※申請内容・氏名等の個人情報は地域歳末たすけあい運動・援護金事業のみに使用します。ただし、状況に応じて鴻巣市社協内・市役所・民生委員児童委員と情報を共有することもあります。予めご了承ください。



☆申請書類

必須書類	<p>1. 申請書兼同意書（1世帯1枚）</p> <p>2. 振込口座のコピー（申請者名義の預金通帳） ※「表紙」及び「見開きの1ページ目」</p> <p>3. 申請者本人確認書類のコピー（運転免許証などの顔写真付証明書） ※上記がない場合は、健康保険証。外国人の方は在留カード（表裏）</p>	
添付書類	区分①②	<p>非課税証明書発行用委任状・生活保護世帯照会用承諾書</p> <p>※1枚の用紙に世帯全員分の名前・生年月日を記入（中学生以下は記載不要）</p> <p>※社会福祉協議会が非課税証明書の発行を鴻巣市役所税務課に申請し、課税状況を確認します。また、非課税でない場合は、課税証明書の発行を申請します。なお、市民税・県民税の申告がお済みでない方は、必ず申告をしてください。（ただし、税務署へ確定申告書を提出した方は必要ありません。）</p> <p>※生活保護世帯ではないことを鴻巣市役所福祉課に確認します。</p>
	区分②	<p>いずれかの書類をご用意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇通知書のコピー（解雇の場合） ・世帯全員の収入状況が明らかになる書類のコピー（減収前と直近2か月分） <p>※給与明細書、給与が記載された預金通帳などをご用意ください。</p>
	区分③	<p>全国避難者情報システム等登録照会用承諾書</p> <p>※申請書提出の際、上記用紙をお渡ししますので記入ください。</p> <p>※市内に避難されていることを確認するため、全国避難者情報システム等に登録されていることを鴻巣市役所危機管理課に確認します。</p> <p>※全国避難者情報システム登録は鴻巣市役所市民課で受付けています。</p>

☆交付決定・交付金額

提出期間終了後、歳末たすけあい配分検討委員会を経て、交付の可否や金額を決定します。

☆交付方法

申請書に記入いただいた申請者名義の「預金通帳」へお振込みします。

表面の提出期間に提出した場合の交付予定時期 令和5年12月下旬頃

《問合せ・申請書提出場所（受付時間：平日・午前8時30分～午後5時15分）》

○鴻巣市社会福祉協議会（鴻巣市総合福祉センター1階）

鴻巣市箕田 4211 番地 1 TEL048-597-2100 FAX048-597-2102

○吹上地域福祉センター（吹上福祉活動センター2階）

鴻巣市鎌塚 57 番地 1 TEL048-548-6664 FAX048-548-6673